利 根川水系下久保ダム建設に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十七年四月三十日

提 出 者 栗

原 俊

夫

瀨 郎 殿

衆

議

院

議

長

淸

利 根 Ш 水 系 下 久 保 ダ 7 建 設 に 関 す る 質 間 主 意 書

利 根 Ш 水 系 神 流 Ш に 建 設 予 定 \mathcal{O} 下 久 保 ダ L は 建 設 省 \mathcal{O} 直 営 工 事 と L て 実 施 調 査 が 進 め 5 れ 7

きている。

今 年 度 \mathcal{O} 予 算として五億円に近い予算が 計上されたようであるが、 直 営 工 事 か 5 水資源 開 発 公

寸 \sim 0) 移 管ということは、 地 元 関 係 者にとつて重大な影響が あ るとして大きな不 安 へを持 つ て 1

る。

0 **(**) 7 は 次 \mathcal{O} 諸 点 に 0 7 7 明 確 な 口 答 を 承 り た 7

建 設 省 は 下 久 保 ダ Δ 建 設 を 総 括 的 12 水 資 源 開 発 公 寸 に 移管す る に . 当 たつて、 省 当 局 が 地 元

関 係 者 لح 進 \Diamond て きた 話 合 1 \mathcal{O} 中 か ら、 省とし て 負うべ き 切 \mathcal{O} 義 務 を 公 寸 を し 7 継 承 実 行 せ L

めるべきものと考えるがいかん。

中村 建 設大臣 は、 現 地 を視り 察 した際、 水没関係者との間 に、 減 収補 償につ ١, て 金 額 億 五. 千

万 円 を 支 払 うべ きことに つ ζ, て 了 解 を与 えて V るとい う が、 $\sum_{}$ \mathcal{O} 減 収 補 償 に 0 **,** \ 7 は 1 か なる

取 扱 1 ま た 公 寸 に 対 す る 引 継 ぎがどうな つて **\ る か 明 確 に さ れ た 1

三 中 村 建 設 大 臣 は 玉 会 \mathcal{O} 答弁を通じて、 現 地 水 没 関 係 \mathcal{O} 補 償 が 完全に了 解 点 12 達す る ま で

は、 ダ Δ 本 体 0) 工事 に は 着工しない旨を数次にわたつて 確 約 L て V る。

水 資 源 開 発 公団 ŧ, 当然この 義務を 継 承すべきもので あると考えるが、 こ の 点 を明 確 に さ

れたい。

兀 本 年 は ľ め、 建 設 省 か 5 示 さ れ た 補 償 12 0 7 7 \mathcal{O} 最 終 基 準 な る t \mathcal{O} は、 熊 \mathcal{O} 住 む 利 根 Ш 最 上

流 \mathcal{O} 袁 原 ダ A \mathcal{O} 補 償 基 準 を 下 口 0 7 1 る。 \mathcal{O} ょ う な 態 度 を 公 寸 に 引 継 1 で 円 満 な 話 合 1 12 ょ

る 解 決 が で きると考 え て 1 る か、 明 5 か に され た 1 地 元 に お 1 7 は、 同 ľ 目 的 を 持 神 流

Ш 県 城 Щ ダ A 0 補 償 を基準 に、 幾 分の 地 域 差を見込 んだ線 で 解 決し た いことを強く望 主んでい

る。

五. 話合いによる解決と、公共用地の取得に関する特別措置法の関係につい て、 中村建設大臣

は、 どのように考えているか、 特に下久保ダムについて明確にされたい。

右質問する。